

【JCCA 東北支部】意見交換会の記事が掲載されました

業務の総合評価拡大へ

建コン協東北 秋田県と意見交換

建設コンサルタンツ協会東北支部（遠藤敏雄支部長）は6日、秋田市のアキタパークホテルで秋田県との意見交換会を開いた。県側は、7月から予定価格300万円以上の業務を対象に総合評価方式を導入し、10月末までに45件に試行、さらに拡大を図るため、簡素化できるシステムなどを検討していく考えを示した。また、後を絶たない低入札受注に対し、11月からペナルティーを強化し、抑止を図っていく。



意見交換には、県側から 藤原建設管理課技術管
山下武典士整備技監、谷 理香長ら、協会側から遠藤
支部長、石塚旗 雄、橋本公、副

支部長ら役員と秋田県内会員を含め20人が出席。議事では、①入札・契約制度②品質の確保と照査③建設コンサルタントの新たな役割④業務の円滑な遂行⑤

発注状況と今後の見通しの5項目に関する協会の要望と提案について意見を交わした。

協会側は、プロポーザル方式または総合評価落札方式を基本にコンサルタントの選定を要望するとともに、地域要件や地域精通度などを重視した運用を提案。県では、予定価格の300万円以上の業務を対象に今年7月から総合評価方式を導入し、10月末までに45件で実施。うち技術提案者の第1位が30件、2位が10件で上位技術提案者の落札が9割を占めている。年度内に100程度の試行を見込んでおり、11月からは業務成績評定点の公表を閲覧で実施している。総合評価方式導入の拡大に向けて、評価

手法や提案内容なども含め、簡素化できるシステムを検討していく考えも示した。

プロポーザル方式については、2000年度に試行要領を作成し、高度な技術を有する業務に適用しているものの、この2年は対象となる案件がないことから導入を見送っている。

また、県では後を絶たない低入札受注に対し、11月からペナルティーの強化を発表。低入札受注の繰り返しを防止するため、低入札調査基準価格を下回って契約した者に対し、指名を差し控える警告通知を発する措置を講じ、低入札

の抑止を図る。警告期間の終了までに再度、低入札受注をした場合は、原則2か月間、指名を差し控えることとし、推移を見極めたうえで、今後の低入札対策を検討する。なお、昨年10月から調査基準価格の見直し等によって、改正前の平均落札率70.7%から改正後は78.6%と約8ポイント上昇している。

予定価格の事後公表については、一層透明性を確保するため、事前公表を継続すると応じた。発注者支援業務については、今年度から新たに数量取りまとめや図面作成などで実施し、来年度以降も拡大をめざしていく。

三者協議の適正な報酬について協会側は、直接入件費のほか、管理費と技術経費の計上を具体的に提示し、理解を求めた。県では、国の方式に基づいて運用していることを報告し

た。
9月末までの県の測量・試験費関係の発注は903件、約28.8億円。うち土木コンサル関係が427件、約15.5億円で、76%が県内コンサルタントへの発注となり、08年度比で県内比率が増加している。